

学校いじめ防止基本方針

秋田県立大曲支援学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめは本校のどの児童生徒にも起こりうる」と踏まえ、「相手の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、いじめは決して許されない行為である」という共通認識の下、学校全体で組織的な取組を進める。

全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他の関係機関が連携し継続して、未然防止、早期発見、早期対応に努め、適切に対処するものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」より）

3 いじめ対策のための校内の取組

（1）いじめの未然防止・早期発見のために

全職員は、全ての児童生徒にとって安心、安全な学校づくりを行う。また、児童生徒の様子に目を配り、日々の観察を大切にすることで未然防止や早期発見につなげていく。

- ①全校集会や委員会、各行事を通じて小学部・中学部・高等部合同での活動を縦割りのグループで行い、お互いの人格を尊重し合えるような児童生徒間の好ましい人間関係を育てる。
- ②児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努めるとともに、主体的・積極的に取り組む協働的な活動を通して、自己有用感や自己肯定感、自己信頼感や自尊感情を得られる学校生活や授業を実践する。
- ③児童生徒が「いじめを行わない」「観衆になったり、傍観したりしない」ために、全職員がいじめの問題の重大性を認識し、学校全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように機会を捉えて働き掛ける。
- ④保護者とは連絡帳や面談等でいじめについての聞き取りを行う。また、全校児童生徒や保護者にいじめについてのアンケートを行い、全職員で結果を共有し、適切に対処する。
- ⑤スマートフォンや携帯電話等、SNSを利用したインターネット上のいじめを防ぐために、利用状況等を教職員で共有し、情報モラル教室等を活用しながら指導し、保護者にも情報を提供する。
- ⑥いじめの防止といじめの早期発見について、組織的、効果的、計画的に進めていくために、「いじめ防止委員会」を定期的を開催する。

<いじめ防止委員会>

- | | |
|-------|--|
| ○構成員 | ・校長、教頭（2名）、生徒指導主事、各学部主事、主任寄宿舎指導員、養護教諭、生徒指導部員 |
| ○取組内容 | ・いじめに関する調査の実施と報告（年2回）
・学校いじめ防止基本方針の見直し等 |
| ○取組期間 | ・年間を通して |

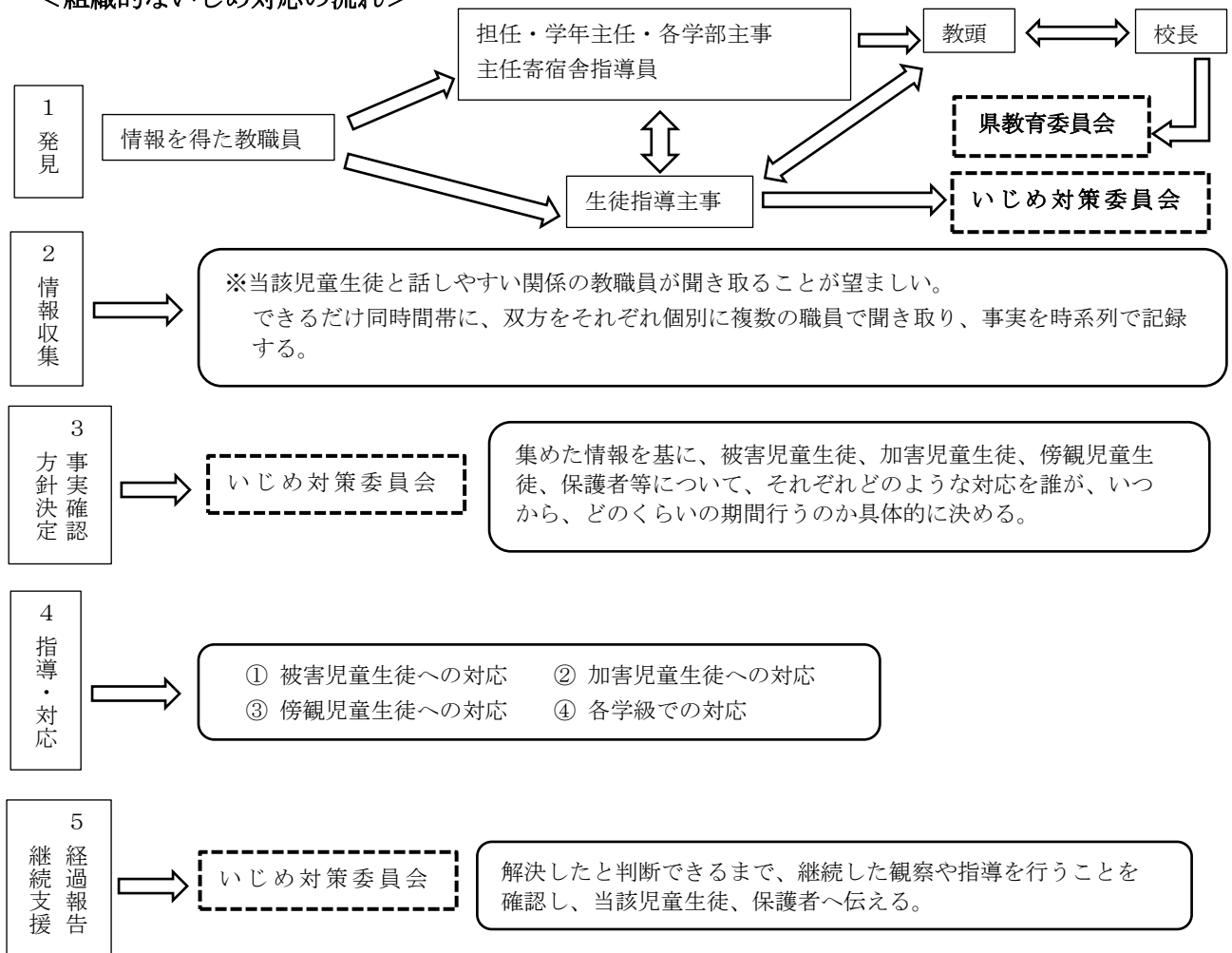
(2) いじめの即時解決のために

いじめの事実が確認された場合には、速やかに生徒指導主事が、構成員に呼び掛け「いじめ対策委員会」を招集する。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を優先し、早期解決及び再発防止に向け、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認し、迅速に適切な指導をする等、組織的に対応し、その解消に努める。

<いじめ対策委員会>

- 構成員 ・校長、教頭、学部主事、生徒指導主事、養護教諭、当該児童生徒の学級担任
寄宿舎生の場合は主任寄宿舎指導員
※必要に応じて児童相談所職員等の外部専門家を加える。
- 取組内容 ・事実関係の調査、確認、県教育委員会への報告
・被害者及び加害者に対する指導方針の決定
・いじめ解決に向けた保護者との連携
・いじめ解決に向けた警察等関係機関との連携
・再発防止に向けて事実の全容解明と学校等の対応の検証
- 取組期間 ・いじめ発生が認知されてからいじめが収束されるまで

<組織的ないじめ対応の流れ>



(3) 重大事態への対処

「いじめの重大事態」とは、いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合をいう。
(「いじめ防止対策推進法」より)

- ①児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ②重大事態が発生していた場合、速やかに秋田県教育委員会に報告する。
- ③事実関係を明確にするため、いじめに関係する児童生徒への調査を速やかに行う。
- ④加害児童生徒に対して、個別の指導や保護者との協力をしながら、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ⑤児童相談所や警察署等、関係機関とも連携をはかり、対処する。

※平成26年3月1日(策定)

※令和5年4月1日(一部改訂)

※令和7年6月2日(一部改訂)